

「議事(1) 審議会の構成について」に係る関係条文（抜粋）

ア 会長の選挙

○消費生活条例施行規則
（審議会の会長）

第 17 条 審議会に会長を置く。

2 会長は、学識経験のある委員のうちから、委員が選挙する。

イ 会長職務代理者の指名

○消費生活条例施行規則
（審議会の会長）

第 17 条 審議会に会長を置く。

4 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

ウ 部会の設置

○消費生活条例
（部会）

第 42 条 審議会は、特定又は専門の事項を調査し、及び審議させるため必要があると認めるときは、部会を置くことができる。

2 審議会は、その定めるところにより、部会の決議をもって審議会の決議とすることができる。

○消費生活審議会運営要綱

3 部会の設置

条例 42 条第 1 項の規定により審議会に次の部会を設置する。

- (1) 表示・包装適正化部会
- (2) 消費者苦情処理部会
- (3) 消費者教育推進部会
- (4) 調停部会

調停部会は、必要に応じ複数設置することができる。

エ 部会の構成

○消費生活条例施行規則

(部会)

第19条 部会の構成員は、委員及び専門委員のうちから、会長が指名する。

オ 部会長の選挙

○消費生活条例施行規則

(部会)

第19条 部会の構成員は、委員及び専門委員のうちから、会長が指名する。

2 部会ごとに部会長を置く。

3 部会長は、学識経験のある委員のうちから、当該部会に属する委員が選挙する。ただし、学識経験のある委員が1人であるときは、当該委員を部会長とする。